

こんなにあるある！

「日本国憲法」の使いみち

★「日本国憲法」は国の権力からあなたの身を護る！

- ◎戦争で人を殺させられたり殺されたりしない（第9条・戦争放棄）
- ◎法の下に平等であり、差別されない。（第14条）
- ◎公務員（警官・市役所職員など）の不法行為により損害を受けたときは賠償を受けることができる（第17条）
- ◎奴隷的に働かされ、意に反する苦しい仕事をさせられたりしない（第18条）
- ◎宗教の儀式・行事に参加を強制されない（某元総理の葬儀など）（第20条）
- ◎検閲されない。通信の秘密は守られる。（第21条）
- ◎法律の手続きによらなければ生命や自由を奪われることはない。（第31条）
- ◎現行犯以外は令状が無ければ逮捕されない（第33条）
- ◎理由を直ちに告げられ、弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留・拘禁されない。（第34条）
- ◎捜索や押収は、令状が無ければやってはだめ。（第35条）
- ◎公務員（警察）による拷問や残虐な刑罰は禁止（第36条）
- ◎拷問されたり脅迫されたりして自白を強要されることはない。（第38条）
- ◎自白だけでは有罪にならない（第38条）
- ◎無罪となったら同じ犯罪で二度検挙されることはない。（第39条）
- ◎捕まったあと、無罪となったら国に保障を求めることができる（第40条）
（31条～40条は、戦前の弾圧がいかにひどかったか、そういう事態から国民を守るためにはどうしたらいいか、細かく決められている）

★「日本国憲法」はあなたの未来を保証する！

- ◎すべて国民は個人として尊重される（第13条）
- ◎誰でも穏やかに請願する権利がある（第16条）
- ◎誰でも自由に考え、良心に従うことができる（第19条）
- ◎信教の自由は保障される（第20条）
- ◎いろんな人が集まったり、グループを作ったり、自由な表現で発表したりできる（第21条）
- ◎住む場所・引越し・勤め先を自由に決められる（第22条）
- ◎**学問の自由**（第23条）（権力を批判することによって逮捕されたりパージされたりしない）
- ◎結婚は、二人の自由意思でできる（第24条）
- ◎すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を保障される（第25条）
- ◎すべての国民は、教育を受ける権利を持っている（第26条）
- ◎働く人は、力を合わせて会社の不当行為に立ち向かう権利がある（第26条）